

第1 趣旨

本市では、市の子育て支援及び子どもの育ち支援の充実に向けた施策を定めた「宗像市子育て支援計画（宗像市次世代育成支援対策行動計画）」を策定し、「応援します！すこやかな子育ち・楽しい子育て」を基本理念として、子どもの健やかな育ちを親だけでなく、学校・家庭・地域等の社会全体で担い、市民の誰もが子育てに夢と希望をもてるようなまちを目指しているところである。

本市は、豊かな自然環境と、宗像ユリックス等の文化施設、宗像大社や鎮国寺等の保有する歴史的文化遺産があり、子どもが身近に自然や文化に親しむことができる。また、子育て支援センターを中心に子育てサークルや子育てサロン等の地域ボランティアによる子育て支援活動も活発に行われており、いる。また、福岡教育大学・日本赤十字九州国際看護大学・東海大学福岡短期大学の3大学があり、教育環境においても恵まれている。

しかし、近年の社会状況は、全国的に少子化、核家族化などの進行により、家庭の教育力が低下するなど、子どもを取り巻く環境は大きく変わってきた。さらに子どもの育ちについて、実体験の不足から、様々な事象に対する興味・関心が低くなってしまっており、基本的な生活習慣や態度が身についていない、他者とのかかわりが苦手である等の課題が指摘されている。

このことに我々大人は共通の認識を持ち、家庭教育の重要性を再度見直すとともに、行政はもとより、保育所・幼稚園、家庭、地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、連携・協力して、子どもの健やかな成長のために、子どもの視点で必要なことは何かを考え、最大限の努力をする必要がある。

本市では、平成19年2月に策定した「宗像市幼児教育振興プログラム」が平成23年度をもって終了することから、これまでの成果と課題を踏まえつつ、さらに幼児教育の充実を図るために、本プログラムを策定し、幼児教育の振興に関する施策を効果的に推進していくものとする。

第2 プログラムの位置付け

○実施期間

平成24年度から平成28年度(5年間)とする。国や県の動向及び幼児教育をめぐる状況に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて適切に対応していくものとする。

○プログラムの性格

本プログラムは、家庭や地域社会を含む、0歳から小学校就学前の幼児教育に関わる保育所・幼稚園等すべての機関を対象とした本市の総合的な幼児教育の指針である。

○プログラムの位置付け

本プログラムは、[文部科学省の幼児教育振興プログラム（平成13年3月29日文部科学省）](#)及び[幼児教育振興アクションプログラム（平成18年10月4日文部科学省）](#)を受けて、本市の「宗像市子育て支援計画（宗像市次世代育成支援対策行動計画）」と整合性を図り、幼児教育の充実を目指すものとする。

第3 基本的な考え方

人の一生において、幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣等、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期である。幼児は、生活や遊びといった直接的・具体的な体験を通して、情緒的・知的な発達、あるいは社会性を養い、人間として、社会の一員として、生きるために基礎を培っていく。

こうした幼児期の教育にあたっては、幼児の内面に働き掛け、一人ひとりの持つ良さや可能性を見いだし、その芽を伸ばすことが大切である。そして充実した幼児期の生活が、児童期への発達の流れをつくり、さらにはその後の人間としての生き方を大きく左右するものであることを十分に理解しなければならない。

幼児の生活は、家庭、地域社会、保育所・幼稚園等の中で、連続的に営まれている。特に、家庭は愛情やしつけ等を通して成長の最も基礎となる心身の基盤を形成する場である。また、地域社会は様々な人との交流や身近な自然との触れ合いを通して豊かな体験が得られる場である。そして、保育所・幼稚園等は、家庭での成長を基盤に、集団活動を通して家庭では体験できない社会・文化・自然等に触れ、保育者や友だち等に支えられながら、豊かに育ちあう場である。

したがって、幼児が人間形成の基礎を培うためには、家庭や地域社会、保育所・幼稚園等が、それぞれの有する教育機能を發揮し、協力しながら、幼児の健やかな成長を支えていくことが大切である。

本市では、幼児のほとんどが小学校就学前に保育所か幼稚園のいずれかに就園する現状を踏まえ、保育所・幼稚園が幼児教育の拠点として地域社会の中で家庭と十分な連携を図りながら、幼児教育の機能の拡大を推進するとともに、家庭や地域社会も自らの教育力を再生・向上させることが必要と考える。さらに小学校との十分な連携も視野に入れながら、総合的な幼児教育の充実を推進するものとする。

第4 育てたい幼児像

本市は、山、川、海に恵まれ、公園も多く、子どもが身近に草花を摘んだり、虫をつかまえたり、体を思いきり動かして遊べる場が存分にある。幼児期に、この豊かな自然の中で、夢中になって遊びこむことによって、挑戦する意欲や自分でやり通す力を身につけていくとともに、ものや自然の大切さを理解していく。また、保育所・幼稚園、家庭、地域等で様々な人との関わりから自尊心や思いやりを育み、基本的、社会的な生活習慣等から自立心や社会におけるルールを学んでいく。子どもはこれらの多様な体験を通して、生涯にわたる「生きる力」を身につけていくも

のである。

本プログラムの策定にあたり、本市の子ども一人ひとりが生きる力のある宗像っ子であってほしいという願いを込め、育てたい幼児像を「自分・ひと・環境を大切にする子ども」とする。

この幼児像を実現するためには、保育所・幼稚園、家庭、地域がそれぞれの立場で子どもを育むことが大切である。そのために、3つの目標を設定した。

～宗像っ子の「生きる力」を育むために～
育てたい幼児像「自分・ひと・環境を大切にする子ども」

【共通目標】

- 自分を大切にし、友だちを大切にする心を育てる
- 話を聞く力・言葉で伝える力・人やものとかかわる力を育てる
- 基本的な生活習慣を身に付け、丈夫な体を育てる

第5　これまでの取組み

平成19年2月に策定した宗像市幼児教育振興プログラムに基づき、具体的な事業を行ってきた結果、保育所・幼稚園、家庭、地域での取り組みの推進及び幼児教育と小学校教育との連携・接続の強化を図ることができた。中でも、発達支援センターの開設により特別な支援が必要な子どもに総合的な支援体制の推進を図ることができた。また、平成20年度に保育所と幼稚園の窓口を一元化したことは保育所と幼稚園の連携強化につながった。今後ともさらに、保育所・幼稚園、家庭、地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、連携・協力して幼児教育の充実を図っていく必要がある。

以下は、これまでの取り組みの成果と課題を施策ごとにまとめたものである。

1. 保育所・幼稚園における充実した幼児教育の提供

保育所・幼稚園における共通目標を、人間関係の基本であり相手を認めることの第一歩である「あいさつ」と設定した、全園において意識して取り組まれた結果、その効果もでている。今後の共通目標については、保育所・幼稚園に限らず家庭、地域等幼児に関わるすべてを対象としたものにするかなどの検討が必要である。

保育所と幼稚園との連携については、保育所・幼稚園の行政窓口の一元化や保幼連絡会の開催等で相互理解や情報の共有化を図ることができた。今後さらに、効果的に施策を推進するために、保幼連絡会、保幼小連絡会、幼児教育研究協議会などを充実させる必要がある。

2. 発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実

保幼小の連携を学校及び園運営に位置づけるため、園長・校長を対象として保幼

小連絡会を開催し、他校の連携実践の紹介や教育課程（カリキュラム）の接続についての協議等を行った。保幼小連携の必要性については一定の理解が得られたと考えられる。園児の学び・成長の記録を小学校へつなぐため、「保育所保育要録・幼稚園指導要録」の様式を市で統一化した。また、小学校ごとに実施していた「入学説明会」を平成23年度から市で統一した日に実施することにした。

今後さらに接続の強化を図るために、幼児教育から小学校教育への移行に配慮した教育課程（カリキュラム）の編成等を研究・実践し、さらに保育所保育士・幼稚園教員と小学校教員との交流や幼児と児童との交流を推進する必要がある。

3. 保育所保育士・幼稚園教員の資質及び専門性の向上

保育所保育士・幼稚園教員の研修支援として、他機関が実施する研修への参加に対し研修費補助を行った。今後も資質及び専門性の向上を図るため、継続した支援を行う必要がある。また、市主催の研修会についても関係課と連携を図りながら、幼児教育を推進する上で必要なテーマ（幼児教育、食育、発達支援、読書活動など）を設定し実施した。今後の研修については目的などを十分に検討し内容の充実を図っていく必要がある。

4. 保育所・幼稚園における家庭や地域社会の教育力の再生・向上

保育所・幼稚園では、未就園児の親子登園、園開放、育児・食育講座、相談など各園でそれぞれ特徴を生活かした子育て地域開放事業が実施されており、保育所・幼稚園を利用していない幼児の家庭に対しての子育て支援活動を推進することができた。これらの機会を活用し、家庭教育に関する啓発活動も行われている。また、中学生の職場体験の受け入れなどを通して次世代育成支援活動の推進も図られている。さらに地域の幼児教育の拠点として保育所・幼稚園の機能充実が期待される。

5. 特別な支援が必要な子どもに対する総合的な支援の推進

特別な支援が必要な子どもに対する総合的な支援体制のため、平成21年3月発達支援センターを開所した。保育所・幼稚園に対しては、巡回相談を実施し具体的な指導方法などの助言により、幼児の健やかな成長の支援を行うことができた。

また、1歳半健診・3歳児健診においては、早期発見のため、健診の場に心理発達支援員を配置し、発達支援センターとの連携を強化した。就学時健診を担当課と発達支援センターが連携することで、乳幼児期からの支援を就学後も継続してつなぐことができた。今後も、発達支援センターをはじめとする関係課との連携により、早期発見と保護者の心理的フォローアップを行いながら、小学校へのなめらかな接続の強化を図っていく必要がある。

6. 生涯学習振興施策における家庭や地域社会の教育力の再生・向上

家庭の教育力の向上を図るため、翌年度新入園児の家庭に「幼児教育振興プログラムダイジェスト版」「子育ち・親育ちのための11の提言」の配布、新年長児の家庭に「就学に向けてのリーフレット」の配布により情報の提供を行った。また、乳

幼児健診・新生児訪問等で子どもの生活リズムやしつけなどのアドバイスを実施した。子育て中の保護者が不安や悩みから孤立しないよう、子育て支援センター・子育てサロン・サークル等、親同士が情報交換する場を提供し、スタッフが育児相談に応じる環境づくりを推進し、支援を行ってきた。教育の第一義的責任は家庭にあることから、乳幼児期の早い時期から保護者に家庭教育の重要性を伝えていくことが必要である。そのため、あらゆる機会をとらえながら学習の機会や情報の提供を進めていく必要がある。

地域社会の教育力を図るために、今後も継続して、幼児教育を支える人材の育成・活用、コミュニティを中心とした子どもの居場所づくりの推進を図っていく必要がある。

第6 基本施策

1. 保育所・幼稚園における充実した幼児教育の提供

目標1 保育所・幼稚園における幼児教育の充実を図るとともに、保育所と幼稚園の連携を推進する。

(1) 「生きる力」の基礎を培う教育内容の充実

保育所・幼稚園においては「生きる力」の基礎を培うため、子どもの発達に沿った内容と方法により幼児教育の充実を図る。また、幼児教育の水準の維持・向上のため、自己点検及び自己評価を実施するとともに、その改善に努める。

(2) 保育所・幼稚園の連携による幼児教育の充実

保育所・幼稚園の関係者による連絡会や相互参観等を通して、情報の共有に努めるとともに、合同で幼児教育の研究や理解を深め、幼児教育の充実を図る。

(3) 保護者や地域の人々に対する幼児教育への理解の推進

幼児教育の重要性や現状について、保護者や地域の人々の理解を推進するために、保護者や地域と連携を図りながら情報提供等に努める。

2. 発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実

目標2 保育所・幼稚園における幼児教育の成果を小学校生活に活かせるよう、幼児教育と小学校教育との連携・接続の強化を図る。

(1) 保育所・幼稚園と小学校との連携・接続の強化

① 保育所・幼稚園と小学校との連携・協力体制の充実

保育所・幼稚園と小学校が連携への理解を深め、幼児の小学校への接続が円滑に行われるよう、保育所・幼稚園と小学校等の関係者による研究協議会を中心に、連携・協力体制の充実を図る。

② 保育所・幼稚園と小学校との交流の推進

保育所・幼稚園と小学校との相互理解を図るために、保育所保育士・幼稚園教員と小学校教員との参観等を通じた交流の推進に努める。また、小学校生活への不安を解消するために保育所・幼稚園の幼児と小学校児童との交流を推進する。

③ 小学校入学後の継続した連携の強化

保育所保育士・幼稚園教員と小学校教員が相互に訪問し、情報の共有化を

図り小学校入学後も継続した連携強化に努める。

(2) 教育内容・方法の充実

発達や学びの連続性の観点から、保育所・幼稚園及び小学校の双方が、幼児教育から小学校教育への移行に配慮した教育課程編成や指導計画作成についての研究・実践に努める。

3. 保育所保育士・幼稚園教員の資質及び専門性の向上

目標3 社会環境の変化に伴う幼児教育の多様な展開に対応するため、保育所保育士と幼稚園教員の資質及び専門性の向上を図る。

(1) 保育所保育士・幼稚園教員研修の支援

保育所保育士・幼稚園教員の資質及び専門性の向上を図るため、保育所保育士・幼稚園教員の研修への参加を支援する。

(2) 市主催研修の充実

社会環境の変化に伴う幼児教育の多様な展開に対応するため、市が主催して、保育所保育士や幼稚園教員を対象とした研修の充実を図る。

4. 保育所・幼稚園における家庭や地域社会の教育力の再生・向上

目標4 保育所・幼稚園が地域の幼児教育の拠点としての役割を果たすよう、当該園児のみならず、地域の幼児及びその保護者を対象とする子育て支援活動等を推進する。

(1) 子育て支援活動及び次世代育成支援活動の推進

① 保育所・幼稚園における子育て支援及び啓発活動の推進

保育所・幼稚園が「親と子の育ちの場」となるよう、保育所・幼稚園を利用している幼児の家庭に対して、子育て相談や情報提供等の支援を推進する。また、保育所・幼稚園を利用してない幼児の家庭に対しても、親子登園、園庭開放や子育て相談等の支援を積極的に推進する。さらに、これらの機会を利用して、家庭教育に関する啓発活動に努める。

② 保育所・幼稚園における次世代育成支援活動の推進

中学校職業体験学習を通して、中学生が保育所・幼稚園の幼児と接する機会の提供に努める。

(2) 保育所・幼稚園と地域の子育て支援団体等との連携による幼児教育の総合的な推進

- ① 保育所・幼稚園における地域の子育て支援団体等の支援の推進
地域で活動している子育て支援団体等に対し、その活動を支援するとともに、教育上支障のない限り、保育所・幼稚園の園庭や余裕教室等の利用を推進する。
- ② 家庭、地域社会、保育所・幼稚園の三者による幼児教育の総合的な推進
幼児の日々の生活の連続性を確保するため、保育所・幼稚園での幼児教育と、においては、課程や地域社会での教育と共に子どもを育てていくという視点に立って、が一貫して総合的に提供されるよう、課題や情報の共有化に努める。

5. 特別な支援が必要な子どもに対する総合的な支援の推進

目標5 特別な支援が必要な子どもに、より効果的で専門性が高い支援を行うため、早期発見・早期支援を推進するとともに、就学後も切れ間のない継続した支援ができるよう、幼児期からの一貫した支援体制の充実を図る。

- (1) 特別な支援が必要な子どもの早期発見・早期支援の充実
特別な支援が必要な子どもを早期に発見し、個別相談や関係機関へつなぐ等の支援を行うとともに、幼稚園・保育所保育所・幼稚園へ専門的な相談・援助を行い、幼児の健やかな成長への支援と幼稚園・保育所保育所・幼稚園における受け入れの促進に努める。
- (2) 特別な支援が必要な子どもに対する総合的な支援体制の充実
特別な支援が必要な子どもに、より効果的で専門性が高い支援を行うため、発達支援センターを拠点とした総合的な支援体制の充実を図る。

6. 生涯学習振興施策における家庭や地域社会の教育力の再生・向上

目標6 家庭や地域社会の教育力を高め、子どもがのびのびと育つ環境を整備する。

- (1) 家庭の教育力の再生・向上
 - ① すべての親に対する家庭教育の支援
乳幼児期の早い時期から、保護者が家庭教育の重要性を認識し親子の絆を深めるため、「子育ち・親育ち・家族育ちのための11の提言」を基本に、家庭教育に関する学習機会や情報の提供に努める。
※「子育ち・親育ち・家族育ちのための11の提言」：平成16年度に宗像市社会教育委員の

会が作成。「地域社会や学校との協働の中で子どもを育てる」という家庭教育のあり方を提起したもの。

② 地域社会における家庭教育の支援

子育ての悩み等を抱える家庭に対する育児相談や、地域の子育てサークル、子育てサロン等の家庭を支援する環境づくりを推進する。

(2) 地域社会の教育力の再生・向上

① 幼児教育を支える地域の人材の育成及び活用

市民参画や市民活動を支援する観点から、講座・研修等によって幼児教育を支える地域の人材の育成を図るとともに、学生、保育や育児の経験者、高齢者等地域の多様な人材を活用し、地域で幼児教育を恒常的に支える体制づくりに努める。

② 地域における子どもの居場所づくりの推進

地域における子どもの育つ環境の整備を図るため、地域住民等の力を結集した子どもの安全、安心で多様な学びのできる居場所づくりの普及・定着を推進する。

③ 地域の施設・設備の活用の推進

保育所・幼稚園等による地域の図書館、公民館、公園等の活用を推進するため、施設の利用方法や事業内容等の情報の提供に努める。